

令和5年9月27日

太田市議会議長 矢部 伸幸 様

議会運営委員会委員長 高橋 えみ

議会運営委員会視察報告書

- 1 期 日 令和5年7月24日（月）から7月26日（水）までの3日間
- 2 視 察 地 岩手県盛岡市、岩手県北上市、福島県郡山市
- 3 視察事項
 - (1) 岩手県盛岡市
 - ・高校生議会について
 - ・もりおかmirai おでかけミーティングについて
 - (2) 岩手県北上市
 - ・市民と議会をつなぐ会について
 - ・議会モニター制度について
 - ・通年議会について
 - (3) 福島県郡山市
 - ・議会基本条例の検証について
 - ・議会モニター制度について
- 4 派遣委員 7名
高橋 えみ 委員長 長 正祐 副委員長
松川 翼 委員 渡辺 謙一郎 委員
町田 正行 委員 白石 さと子 委員
久保田 俊 委員
- 5 同 行 者 高田 靖 副議長
- 6 随 行 者 議会事務局 副局長 茂木 浩之
係長 佐野 治久
- 7 視察概要 別添のとおり

(1) 岩手県盛岡市議会 視察概要

盛岡市の概要 (令和5年6月1日現在)

- ・面積 886.47km² ・人口 283,956人 ・世帯数 132,900世帯
- ・市制施行 明治22年4月1日
- ・一般会計予算額 R5年度：1,218億7,000万円
R4年度：1,276億2,000万円
- ・議員定数 38人
- ・政務活動費（議員一人当たりの月額）50,000円

視察事項

- ・高校生議会について
- ・もりおか mirai おでかけミーティングについて

○目的

地方議会等の選挙投票率低下の要因となる、政治への関心の低下や若者の選挙離れの対策として、どのように政治や地方行政に関心を向けさせるか、盛岡市議会における取り組みについて、その導入の経緯や課題等を学び、本市議会における開かれた議会の推進に向けた参考とするべく、視察研修を行うものである。

○所感等

盛岡市議会では、公職選挙法一部改正における選挙権年齢を18歳以上への引き下げ（平成27年成立）を受け、翌28年に議会による主権者教育の一環として、市内の高校生に議会を経験してもらう機会を検討し、29年より実際に高校生議会を開催している。

いかにして若者に政治への関心を持ってもらえるかということは本市議会においても重要な課題であるが、高校生にとって議会がどういう仕組みで、議員がどんな仕事をしているかが分からず、一般的に議会について学習することが難しいため、こうした模擬議会を通じて仕組みを体験することは次世代の若者にとって貴重な機会であり、大変勉強になるものと思われる。

この高校生議会は、各テーマごとに高校生が委員長となり、討議内容を委員長報告として本会議において発表し、高校生議会としての提言を行っており、その提言が特別委員会の調査報告として取り上げられ、特別委員会の提言に反映されているという点については大いに参考となるものであった。

なお、高校生にとって理解が十分でないと、この活動自体があまり効果的でなくなってしまうため、議員や学校側の協力など周囲がしっかりと準備して一

緒にやっついていかないと難しいと思われるが、高校生に限らず、自分の考えを述べる機会の場を設けることは必要であることから、継続して気軽に参加できるような仕組みを検討し、今後実現に向け推進していきたい。

もりおか mirai ミーティングについては、これまで行ってきた市民への議会報告会の形式が積極的に市民と議員が意見交換できるものでなかったため、議会運営委員会にて検討した結果、対話型の開催方式へと変更し、学生との意見交換会の実施に至ったということである。

若者の地方行政への関心を高めてもらうため、市内や近隣など多くの大学に通う学生からまちづくりについて様々な意見を聴取したやり方であるが、本市では近隣も含めてあまり大学がないため実現性には乏しいと思われる。

しかし、身近なテーマについて若い人たちの意見を聞けるということで、議員にとっても若い世代と触れ合う機会があまりないことから、今の若者たちが持っている感性に触れたり、意見を聞いたり大変よい機会と思われる。また、ワールドカフェ方式という発表を求めないやり方で、気軽に意見を出しやすい環境を作っており、本市では一般市民を対象に意見交換会を実施しているが、そこに若者を巻き込みつつ、こうしたワールドカフェ方式の手法を取り込んでみてもよいのではと思われる。

総じて、盛岡市議会において議員自ら出向いていく姿勢や、若い世代との交流の場を持つなど、積極的な公聴の姿勢に触発を受けた視察であった。

(2) 岩手県北上市議会 視察概要

北上市の概要 (令和5年6月1日現在)

- ・面積 437.55km² ・人口 91,867人 ・世帯数 41,260世帯
- ・市制施行 平成3年4月1日
- ・一般会計予算額 R5年度：418億円
R4年度：428億円
- ・議員定数 26人
- ・政務活動費（議員一人当たりの月額）20,000円

視察事項

- ・市民と議会をつなぐ会について
- ・議会モニター制度について
- ・通年議会について

○目的

北上市における市民に開かれた議会や議会活性化に向けた様々な取り組みについて、活動概要や導入の経緯、手法等を調査し、本市議会における議会活動の推進に向けた参考とするべく、視察研修を行うものである。

○所感等

北上市議会では、市民から広く意見を伺い、予算提言や政策提言に反映させるなど、より良い議会活動につなげることを目的に「市民と議会をつなぐ会」を行っている。議員全員で中学生から高齢者まで意見交換を行うものと、常任委員会ごとにテーマを設けて市民団体と行うものを実施しており、以前は対面式だったものからグループでのワークショップ形式に変更して全員から意見を出せるようにしており、参加者から議会がより身近に感じたとのことである。

本市議会においても同様に昨年度より意見交換会をワークショップ形式で行っているが、開かれた議会の実現に向けて、いかにして市民と議会との接点を近づけるかが大事なことであり、そのためには議員間の討議によりディベート能力を上げていくことや、グループ内の進行をスムーズに行うためのファシリテーション能力を高めていく必要があると思われる。また、北上市議会と同様に本市議会にとっても、市民から出された意見を政策提言にどうつなげていくかが今後の課題であると感じた。

議会モニター制度については、議会活動について市民の意見を反映させ、円滑で民主的な議会運営を推進するため、試行期間を経て平成29年より本格的に実施しており、議会や委員会の傍聴、議会ホームページの閲覧、議会だよ

りの閲読などの中から負担にならない程度の活動を依頼し、会議において感想を述べてもらうやり方となっている。

議会に関心を持ってもらうための手段、また議会に対する率直な意見をいただく制度であるため、今後導入について検討すべきものがあると思われる。ただし、多くの意見に対し議会としてどこまで対応できるか、また参加者が固定化していく懸念も予想されるため、幅広く、より多くの市民の参画を考えた場合に報酬等を支給するなど、やり方については工夫を凝らす必要があると考えられる。

通年議会については、常任委員会が会期にとらわれずに年間を通して活動できる環境を整備するために、平成27年12月から導入している。会期をほぼ1年間、定例会を1回とし、以前行ってきた4回の定例会を通常会議、緊急に開く会議を臨時会議としている。

導入の効果として、地方自治法第179条に基づく専決処分がなくなり、より慎重に審議がなされ、陳情や請願に対し速やかに対応できるなど、常任委員会の活動が活発化して、議会運営の充実が図られるとのことであった。しかし、議会側だけでなく執行部側にもかなりの事務負担が増え、普段の業務に支障を及ぼし、逆に市民サービスの低下に陥ることも懸念されるなど課題もあることから、導入については慎重を期する必要がある、現状のところ本市議会においては特段、導入の必要性はないかと思われる。

(3) 福島県郡山市議会 視察概要

郡山市の概要 (令和5年6月1日現在)

- ・面積 757.20km² ・人口 322,273人 ・世帯数 142,951世帯
- ・市制施行 大正13年9月1日
- ・一般会計予算額 R5年度：1,218億7,000万円
R4年度：1,276億2,000万円
- ・議員定数 38人
- ・政務活動費（議員一人当たりの月額）50,000円

視察事項

- ・議会基本条例の検証について
- ・議会モニター制度について

○目的

郡山市議会において制定された議会基本条例の検証・見直しや、議会モニター制度といった市民に開かれた議会に向けての取り組みについて、その導入の経緯や効果、課題について調査し、本市議会における議会活動の推進に向けた参考とするべく、視察研修を行うものである。

○所感等

郡山市議会では、本市議会とほぼ同時期（平成27年）に議会基本条例が制定され、条文の趣旨を踏まえた取り組みがきちんに行っているか、また今後の取り組みをどうすべきかについて、平成29年12月から31年2月にかけて検証を行っている。検証の結果を受けて、タブレット端末の導入や、一般質問や代表質問での質問方式を選択制にしたこと、議会のPDCAサイクルとして市の事業評価を行ったこと、議会BCP（業務継続計画）を策定したことといった成果を上げている。

本市議会においては令和2年度に一度検証を行っているが、常に条例の内容に則して議会がしっかりと運営されているかということについては定期的な見直しが必要であると感じた。また、議会BCPについては本市議会では未策定のため、次回の検証では議論する必要性があると感じた。

議会モニター制度については、令和2年に議会改革特別委員会において、住民等の参加について協議を行い、議会に対する意見を聴取する目的で制度の実施を決定し、翌年より団体推薦や公募により選ばれた者に対して議会広報誌に関することについてのみ実施している。

昨今、議員のなり手不足が叫ばれていることから、議会や議員としての活

動をこの制度で知ってもらう良い機会にもなり得ると思われる。そのためには、年配の方だけではなく、若い人も含めて幅広い年代の方々にモニターしてもらえらるような制度にしていく必要があると考えられる。また、導入にあたっては参加者の固定により意見が硬直化しないよう、やり方を研究していかなければならないと思われる。